

日本共産党・広次忠彦です。通告にそって質問します。

最初に、教育行政と倫理条例について質問します。

教員不正採用問題をめぐって、今年度新採用の21名の採用取り消しが県教育委員会で決定され、当該教員に連絡されました。「自分は不正を頼んでいない。納得いかない」など、突然の通告にショックを受け戸惑っている状況も報道されています。今回処分を連絡された教員は、学歴を詐称したわけではなく、教職の免許を取得し教壇に立つことが認められた人たちです。不正採用には何らかの対応が必要ですが、新学期直前にこうした連絡・処分をおこなえば、子どもたちの学校生活にとって動揺や混乱を招いています。

ところで、直接不正採用にかかわった県教委義務教育課元参事など、ごく一部の人以外は、何らの処分も対応も明らかにされていません。「本人の知らないところで、だれが『口利き』を要求し、だれが教育委員会に『口利き』をしたのか、あきらかにされないのは不合理」という声もあがっています。「口利き」をした政治家なども公表し、不正採用の全容をあきらかにすることが、不正をなくす第一歩だと思います。今回の処分だけで、幕引きをするようなことは許されません。

そもそも教員の世界に非民主的な風潮を押し付けてきた大本は、長年政府のいうとおりの教育をおこなうように、地方をしめつけてきた政府の教育行政にあります。教育基本法改定するとき、「やらせ」のタウンミーティングをおこなわせたのは、その端的なあらわれです。加えて採用試験のとき、政治家や教育委員会にお願いすれば入れる、そうでなければ入れないとなれば、「上の言うことをきかなければならない」という状況をつくりだします。こういう閉鎖的で前近代的な場で、教育の理想が追求できるでしょうか。教員採用の不正は、教員の世界を曇らせ、子どもの教育をゆがめる構造の一端だと言わざるをえません。

そこで質問します。今回の事件の最大の被害者は子どもたちです。離職した教員が担当したクラス・学校には最大の配慮が必要です。また大分市教育の信頼回復には、まず教育委員会が上意下達でなく、教育現場の声に耳を傾け、子どものための専門的な助言をおこなう機関にかかわることです。そして職員会議の民主的運営、子どもや保護者などの学校運営への参画など、子どもの成長を最優先にした教育のために、教育行政の民主的運営・情報公開など最大限の努力が必要と思われまます。以上3点について、今回の事件の根本原因をどのように考えているのかも含めて、見解を求めます。(質問1・2・3・4)

前学校教育部長は、関係業者の子どもの「口利き」だけでなく、自身の子どもに関しても事前通知をしていたことあきらかになっています。議会などに報告するときには言及せず、マスコミ報道がされると事実関係を認めるという姿勢は問題です。また教育委員会の調査において、前学校教育部長から「ほかに1、2件ある」といわれながら、「深く調査をしなかった」と教育総務部長は発言していますが、本気で問題解決を図る意思が教育委員会にあったかが問われる問題です。さらに教育長も「事前通知は許される範囲と思っていた」と発言されていますが、法律にかかわる重大な問題です。

そこで質問しますが、合否の事前通知は「職務上知りえた秘密を漏らしてならない」と定めている地方公務員法に違反する犯罪行為のおそれ、依頼した側も共犯になりうるという認識を持っておられるのでしょうか。前学校教育部長の「口利き」と教育委員会の調査にたいする姿勢、調査における教育委員会側の姿勢についても見解を求めます。(質問5・6・7)

『大分市職員倫理に関する規程』では、第1条で「市民の疑惑・不信をまねく行為の防止」、第2条で「一部の物の私的利益をはからないこと」が明記され、第5条では「金銭、物品の受領」など関係業者等との接触に当たっての禁止事項が明記されています。そしてサービス管理者、統括サービス管理者の設置を規定し、その任

にある者は「規程の遵守の徹底を図ること」などが義務づけられています。ところが、この『規程』にある学校教育部の統括サービス管理者は、当時の部長ですが、率先して遵守し、徹底をはかるべき職にある人物が、こうした事態を引き起こして、『規程』の遵守が本当におこなわれていたのか疑問です。また大分市には、議員に関する政治倫理条例がありますが、「口利き」などについての明確な規定はありません。市長については、『政治倫理の確立のための大分市長の資産等の公開に関する条例』しかありません。わが党としては、政治家の「口利き」を禁止する条例が必要であり、その実現に努力したいと考えています。

そこで質問しますが、『大分市職員倫理に関する規程』を見直し、外部からの検証ができる倫理審査会の設置や罰則規定も明記した『職員倫理条例』を制定する考えはないでしょうか。市長についても「口利き」などを禁止した同様の『政治倫理条例』が必要と考えますが、あわせて見解を求めます。(質問8・9)

つぎに学校給食について質問します。

給食費の未納問題で、教育委員会としてあらたな対応をする取り組みがあることは、一定評価するものです。しかし給食費が「私会計」であるために、教育委員会として関与するためには、複雑さがあると考えます。また学校現場からは「教育活動のあいまを縫って、給食費の集金にいかなければならない」と、多忙な活動の上に、こうした活動を要求されることへの改善の声が寄せられています。さらに食材費などの高騰、未納分への対応問題に加え、地産地消など安全・安心な給食の提供、食の文化や栄養バランスなどを学ぶ「食育」の国による推進などから、行政がいま以上に責任を持つことが求められていると思います。

そこで質問しますが、こうした状況を考慮して、佐伯市では「公会計」への移行をあきらかにしていますが、大分市としても「公会計」にする考えはないでしょうか、見解を求めます。(質問10)

ある保護者から「小学校入学以来、給食費もきちんと収めてきたのに、5年生になって『確約書』の提出を求められた。なぜこんなことをするのか」という意見が寄せられました。保護者を信頼しているかが問われる対応と言わざるをえません。そこで質問しますが、教育委員会として、この問題をどのように考えているのでしょうか、見解を求めます。(質問11)

入学時に『給食費納入確約書』をとっている学校がありますが、来年度からは全小中学校での実施を教育委員会は求めようとしていると聞いています。また『確約書』には「保証人」まで要求していることは重大な問題です。教育の一環としての学校給食を、「サービスや商品売上の契約関係」と同様に受けとめられるおそれがあります。入学説明会や入学時に十分説明をおこなうと同時に、未納が発生しはじめたら、保護者との話し合いをすすめ、必要な対策をとるなど、納入できるように援助・支援を強化することなどで解決を図るべきであり、『確約書』を集めることはやめるべきと考えますが、見解を求めます。(質問12)

つぎに、環境および水道行政について質問します。

産業廃棄物最終処分場について、先の6月議会でも質問しましたが、あらためて質問します。福宗清掃センター近くに管理型最終処分場を建設しようと事前協議があると、また舟平の最終処分場の隣接地に事業者が管理型最終処分場を計画しているとも聞いています。いずれも大分市民の水道水源の上流域にあたります。最終処分場は管理型であっても、必ずしも安全とはいえないことは、全国の最終処分場の事例をみてもあきらかです。

わが党は、水源地の上流域に最終処分場は建設しないように一貫して要求してきました。平成17年6月議会での私の質問に、当時の環境部長は「極力水道水源地域への立地は望ましくない」との考えをあきらかにしています。そこで質問しますが、この姿勢で施策をすすめているか、見解を問います。(質問13)

今年3月議会のわが党・小手川議員の「水道法の精神の立場で、地下水を含めての水道水源地を守るための水道水源保護条例制定をおこなう時期にきているのではないか」との質問に、水道事業管理者は「安全で良質な飲料水を将来にわたって安定的に確保するためには効果的な手段であろうと考えている。環境行政を担当している部局との連携を図りながら、まずは先進都市の事例をよく調査いたしまして、今後研究していく考え」と答弁されています。

そこで質問しますが、『水道水源保護条例』の制定にむけて、どのような調査研究をすすめているのでしょうか。わが党は早期の制定を求めています。今後の展望も含めて、見解を求めます。(質問14)

最後に、消費税の増税問題について質問します。

消費税の逆累進性、いいかえれば低所得者ほど負担割合が重たくなることについて、先の6月議会でのわたしの再々質問に、財務部長は「一面的にはそういう側面があると認識している」と答弁されました。一方、部長は1回目の答弁で「経済社会の活力の減退が懸念される状況では、税制における社会保障財源の中核を担うにふさわしいもの」と答弁されています。そこで質問しますが、低所得者に負担割合の重い消費税を社会保障の財源の中核を担わせたら、市民生活にどのような影響があると考えているのでしょうか、見解を求めます。(質問15)

いま減税財源として消費税の増税が、国において検討されていますが、こうしたやり方には問題があります。消費税の増税は、市民生活にどのような影響があると考えていますか。1997年4月、5%への増税時の影響も顧みての見解を求めます。(質問16)

以上で、1回目の質問を終わります。